

中小企業振興事業について



本町では、別海町中小企業振興基本条例に基づき次の補助制度を実施しています。

1 別海町商店街の皆さんを支援します

商店街の振興、地域経済の発展のためのイベント等を開催し、販売促進や集客拡大を企画する団体を支援します。

- <補助対象者> 商店街の活性化のため、積極的な取り組みを図る経営者および団体
- <補助対象経費> 広告宣伝費、景品費、会場設営費
- <補助金額> 補助対象経費のうち自己負担経費の2分の1以内で上限20万円

2 一般住宅の新築・増改築をする皆さんを支援します

町内建設業の振興と地域経済の発展を支援するため、町内業者に発注して住宅の新築・増改築・改修をする方に対し補助を行っています。

- <補助対象者> ①町民もしくは本町に移住する方で、本年度中に住宅を新築・増改築もしくは改修する方
②本人が町税を滞納していない方
- <対象工事> 別海町内の建設業者と契約した下記の工事を含ま住宅の新築・増改築・改修
 - ①国土交通省・通商産業省告示の「新省エネ基準」の断熱性能に適合する外壁、屋根、天井、床または窓等開口部の断熱工事
 - ②断熱工事と併せて行う高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率照明器具（LED等）の工事

※②の工事は、①の断熱工事と併せて行った場合のみ補助対象となります。
- <補助金額> ①新築工事 補助対象工事費の20%以内で上限75万円
②増改築工事 補助対象工事費の40%以内で上限50万円

3 別海町で起業する方を支援します

新規開業、新分野進出または空き店舗の利用により、新たに事業を始める方に対して補助を行います。

- <補助対象事業> ①開業支援助成 新規開業に関する事業
②経営拡大助成 新分野進出等による経営拡大に関する事業
③空き店舗利用促進 空き店舗を利用して新店舗とするなど、既存店舗からの移転に関する事業
- <補助金額> ①開業支援助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限100万円
②経営拡大助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円
③空き店舗利用促進 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円

4 人材の育成を行う企業を支援します

自社に必要な人材の育成を図るための研修受講費用に対して補助を行います。

- <補助対象者> 町内に主たる事業所を有する中小企業者のうち町税の滞納が無い方
- <補助対象研修> (独)中小企業基盤整備機構が主催する研修で、町内に住所を有する事業主または従業員が受講する研修
- <補助対象経費> 受講者1人にかかる受講料、宿泊費、交通費の実費で上限64,000円（1人1年度1回まで）

各補助制度には、このほか細かい要件等がありますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／商工・労働担当（内線1623・1624）

町立公園開園のお知らせ



5月1日から、町民憩の森公園、鉄道記念公園、小野沼公園、尾岱沼みなと公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園を開園します。

また、町民憩の森公園のブランコが新しくなったのでお知らせします。
問合せ／みどり担当（内線1511）

森林の伐採や土地所有者変更に係る届け出について

問合せ内容・問合せ先

〈伐採に関すること〉

森林の所有者が、森林を伐採または伐採後に造林する場合は、伐採を始める日の90日から30日前までの間に、町へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要があります。

また、伐採や造林が完了したときは、町へ「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられています。(無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止や造林を命じることがあります。)

〈新たに森林を取得したとき〉

売買や相続等により、新たに森林の土地所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出」を提出する必要があります。

- 伐採の相談
- 火入れ行為に関する相談
- 森林の所有者届出制度に関する相談
- その他森林に関する相談

みどり担当 (内線1611~1613)

- 保安林の立木伐採や保安林内行為に関する相談
- 林地開発行為(1ha以上の森林を伐採後草地等に造成・転用する場合)に関する相談
- その他森林に関する相談

根室振興局産業振興部林務課

TEL 0153-24-5639

根室振興局森林室 TEL 0153-75-2304

農政課から

別海町酪農研修牧場 研修生募集のお知らせ

別海町酪農研修牧場では、就農を目指す研修生を随時募集しており、未経験の方も研修から新規就農までサポートします。

また、将来的に独立就農をお考えの方も随時相談を受け付けています。詳しい内容や申し込み方法、就農の相談については、下記問合せ先にご連絡ください。

■ 受入条件

- おおむね40歳未満までの夫婦またはパートナーのいる方
- 18歳以上30歳未満の独身の方
- 研修終了後、町内で就農または酪農関連業務に従事する方

■ 研修生の待遇

酪農研修生は(有)別海町酪農研修牧場の職員となります。(各種保険等完備)

■ 研修期間

原則3年間(経験や力量の程度により調整します。)

■ 研修手当

月額188,900円(夫婦で377,800円)を支給します。

■ 募集期間 随時募集中

■ 申込み・問合せ

〒088-2576 別海町西春別347番地63

有限会社別海町酪農研修牧場

TEL 77-1050 担当 嶋野・福士

令和3年度 別海町営畜牛育成牧場臨時作業員募集

別海町営畜牛育成牧場で季節雇用の臨時作業員を募集します。応募の際は次の問合せ先にご連絡ください。

■ 応募資格

- 18歳以上60歳未満で家畜飼養経験のある方※60歳以上65歳未満で健康な方は面談による
- 普通自動車運転免許(大型、大型特殊、けん引歓迎)

■ 雇用期間

5月の勤務可能日から12月8日(木)まで

■ 就業時間

午前8時から午後5時(実働8時間、繁忙期は時間外勤務あり)

■ 雇用形態

日給制 月額換算257,400円から265,200円

休日4週4休、各種保険、厚生年金加入、通勤手当

■ 募集期間

平日午後5時15分まで(随時)

■ 応募方法

下記問合せ先にご連絡ください。手続きについてお話しします。

■ 応募書類

申込用紙(写真貼付)、住民票、健康診断書 ※申込用紙は、お電話をいただいた後に送付します。

■ 応募・問合せ

〒088-2576 別海町西春別347番地63 有限会社別海町酪農研修牧場

TEL77-1050 担当 嶋野・福士

